

記入例

特定給食施設事業開始届出書

① 年 月 日

函館市長 様

住所〔函館市 〇〇町 〇〇-〇〕
② 届出者 氏名〔△△△△法人〇〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇〕

次のとおり特定給食施設の事業を開始するので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

- ③ 給食施設の名称 特別養護老人ホーム〇〇〇〇
④ 給食施設の所在地 函館市 〇〇町 〇〇-〇
⑤ 給食施設の種類 老人福祉施設
⑥ 給食の開始年月日または開始予定年月日 令和〇年 〇月 〇日
⑦ 各食ごとの予定給食数および1日の予定給食数

朝	昼	夕	その他	1日計
⑦ 200食	200食	200食	食	600食

⑧ 管理栄養士および栄養士の数

管理栄養士	栄養士
⑧ 1人	1人

注 6の栄養士欄には、管理栄養士の資格を有せず、栄養士の資格のみを有する者の数を記入してください。

【記入方法】

① 届出年月日

提出する日付を記入してください（給食事業の開始から1ヶ月以内に届け出ることとなっています）。

② 届出者（この書類で「届出者」とは「施設の設置者」を指します。）

当該施設を設置している者の住所、氏名を記入してください。法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の職名および氏名を記入してください。

なお、給食業務を委託している場合も施設の設置者が提出してください。

③ 給食施設の名称

正式名称で記入してください。

④ 給食施設の所在地

給食を調理する施設の所在地を記入してください。

⑤ 給食施設の種類

別紙「給食施設の種類」に基づき記入してください。その他の場合は具体的な施設種類を（ ）で併記してください。

例：その他（有料老人ホーム）、その他（サービス付き高齢者住宅）

⑥ 給食の開始年月日または開始予定年月日

給食の開始年月日または開始予定年月日を記入してください。

⑦ 各食ごとの予定給食数および1日の予定給食数

定員が決まっている施設は「定員」を記入してください。定員等が明確でない場合は予定給食数（最大数）を記入してください。なお、職員食は含みません。

「その他」とは、夜勤を行っている工場等で供給する夜食等をいいます。

なお、おやつは食数に数えません。

⑧ 管理栄養士および栄養士の数

施設側職員・委託側職員問わず、常勤職員の数を入力してください。

【特定給食施設の種類について】

特定給食施設事業開始届出書の「3 給食施設の種類」の欄には、下表の「学校」から「その他」までの中から該当するものを記入してください。

施設の種類名	該当する施設形態	根拠法令等
学校	幼稚園型認定こども園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校，大学，高等専門学校，学校給食センター（学校給食共同調理場）等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校，第124条に規定する専修学校および第134条に規定する各種学校 ・学校給食センター（学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場） ・就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうち，当該施設が幼稚園である場合
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
老人福祉施設	老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム等	老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	助産施設，乳児院，母子生活支援施設，保育所，幼保連携型認定こども園，保育所型認定こども園，地方裁量型認定こども園，児童厚生施設，児童養護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第7条に規定する施設 ・社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの ・就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合は除く。）
社会福祉施設	救護施設，更生施設，障害者支援施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第38条に規定する施設 ・身体障害者福祉法第5条第1項に規定する施設 ・売春防止法第36条に規定する施設 ・社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く。）

事業所	事業所、事務所（社員食堂等）	労働基準法別表1に規定する事業所または事務所
寄宿舍	寄宿舍	学生、または労働者の寄宿施設
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所） ・ 少年院法第4条に規定する少年院 ・ 少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	配食センター等	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給施設であって、上記「学校」から「事業所」までに該当しないもの
その他	有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等	上記「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設